

地方消費税交付金（引上げ分）の用途について

（歳入）

地方消費税交付金	内 訳	備 考
600,000 千円	社会保障財源化分 327,273 千円	引上げ分（22分の12）
	一般財源 272,727 千円	現行分（22分の10）

（歳出）

（単位：千円）

事業名	金額	本年度の財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	要援護対策事業費	19,638	2,639		8,163	5,264	3,572
	保育所運営費	688,675	17,458		51,524	110,219	509,474
	放課後児童クラブ推進事業費	52,713	22,171		7,344	17,061	6,137
	子育て支援事業費	105,911	51,112			29,474	25,325
保健衛生	重度心身障害者等医療費助成（65才未満）	31,969	13,670		4,627	9,955	3,717
	重度心身障害者等医療費助成（65才以上）	46,432	19,721		6,496	14,807	5,408
	心身障害者医療費助成	9,608				7,065	2,543
	乳児妊産婦医療費助成	9,933	4,114		1,671	2,038	2,110
	幼児・児童・高校生等医療費助成	68,039	7,132		641	42,795	17,471
	ひとり親家庭等医療費助成	10,958	5,033		888	3,585	1,452
	感染症予防事業費	98,165	1,254			65,939	30,972
	すこやか親子推進事業費	43,058	7,769		527	19,071	15,691
合計	1,185,099	152,073		81,881	327,273	623,872	

備 考

引上げ分の地方消費税収入（市町村交付金分を含む。）については、社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとされている。

（注）「社会保障4経費」…制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費